

報告第 22 号

臨時代理した事件(名張市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱・任命及び解嘱・解任)の承認について

名張市青少年補導センター設置規則(平成3年教育委員会規則第4号)第6条の規定に基づく名張市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱・任命及び解嘱・解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市青少年補導センター運営協議会 委員名簿

委嘱・任命期間：令和6年7月1日～令和8年6月30日

(令和7年4月1日現在)

委員一覧					前委員（継続委員は除く）	
	区分	氏名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏名	所属団体・役職名
1	第1号委員	西山 嘉一	名張市教育委員会教育長	令和2年7月1日		
2	第2号委員	高田 正	名張市青少年育成市民会議会長	平成19年7月1日		
3	第2号委員	杉本 一徳	名張市青少年育成推進員連絡協議会代表	令和5年7月1日		
4	第2号委員	丸仲 美都子	民生委員児童委員協議会連合会部長	令和4年12月1日		
5	第2号委員	朝野 宏明	名張市PTA連合会代表	令和5年7月1日		
6	第1号委員	井上 裕顕	名張警察署生活安全課長	令和7年4月1日	橋倉 栄介	名張警察署生活安全課長
7	第2号委員	丸下 純一	名張地区少年警察協助力協議会会長	令和3年7月1日		
8	第2号委員	中谷 幸雄	少年指導委員代表	平成21年7月1日		
9	第2号委員	松崎 隆尚	高等学校校長代表	令和7年4月1日	水守 智士	高等学校校長代表
10	第2号委員	福島 良和	名張市校外生活指導連絡協議会会長兼中学校校長代表 (名張中学校長)	令和7年4月1日	山村 浩由	名張市校外生活指導連絡協議会会長兼中学校校長代表 (名張中学校長)
11	第2号委員	俣馬 淑夫	小学校校長代表 (百合が丘小学校長)	令和7年4月1日	中矢 佳代	小学校校長代表 (薦原小学校長)
12	第1号委員	松田 淑子	学校教育室長	令和7年4月1日	福島 良和	学校教育室長

(目的)

第1条 この規則は、青少年補導関係機関及び団体等と連絡協調を図り、その活動の拠点となって、青少年の非行防止等に必要な業務を行い、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、名張市青少年補導センター（以下「補導センター」という。）を設置する。

(業務)

第3条 補導センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 継続補導
- (4) 安全対策
- (5) 補導関係の機関及び団体との連絡
- (6) その他目的達成に必要な業務

(所管)

第4条 補導センターは、教育委員会事務局文化生涯学習室の所管とする。

(運営協議会)

第5条 補導センター活動の実施に必要な業務計画の協議決定機関として、名張市青少年補導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、委員16名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 前2号に定める者のほか、教育委員会において必要と認めた者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、教育長の職にあるものをもってこれに充てる。

3 副会長は、会長が指名するものとする。

4 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(職員)

第10条 補導センターに所長、補導員及びその他の職員を置く。

2 必要があるときは、次長を置くことができる。

3 前2項の職員は、教育委員会文化生涯学習室職員又は教育委員会が任用した者をもって充てる。

4 補導員の任期は、1会計年度を超えない範囲内の期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 第3項の規定により任用をする者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(職務)

第11条 所長は、所管の事務を掌理する。

2 次長は、所長を補佐し、所長が不在のときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、関係業務を処理する。

4 補導員は、補導センターの業務計画に基づき、問題少年及び非行少年の早期発見、早期補導等に当たり、補導事項、相談業務及び安全対策を処理する。

(補導員証)

第12条 教育委員会は、補導員に対し、その身分を証明するため補導員証を交付する。

2 補導員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を必ず携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(備付簿冊)

第13条 補導センターに次の簿冊を備える。

- (1) 運営協議会委員名簿
- (2) 会議録
- (3) 補導日誌
- (4) 相談記録簿
- (5) その他補導センター運営に必要な帳簿

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、補導センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 省略